

家畜衛生だより

令和2年度第4号(豚) 令和2年7月発行



南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

豚熱(CSF)ワクチン初回接種が終了しました！

7月2日、千葉県内の豚・飼育いのししのCSFワクチン初回接種が完了しました。御協力ありがとうございました。

なお、今回接種した豚や飼育いのししは、今後、追加接種が必要です。追加接種の時期になりましたら家畜保健衛生所から連絡します。

また、新たに子豚や子いのししが生まれた場合、ワクチン接種が必要になりますので、家畜保健衛生所へ御連絡ください。

初回接種から6か月後に1回、その後1年おきに2回 ⇒ 計4回接種で完了

初回接種

(1回目)

6ヶ月後

1年後

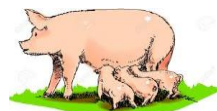
1年後

2回目

3回目

4回目

生涯免疫獲得



※追加接種の手数料は390円/頭です。

※子どもが生まれた場合は随時、御連絡ください。

※接種後に移動する場合や、他県から新たに導入する場合は、事前に家畜保健衛生所へ御連絡ください。



☆ ワクチン接種豚台帳の作成

ワクチン接種豚については、誕生日、出生場所、導入日、CSFワクチンの接種歴、(移動する場合は移動日・移動先)がわかるように記録し、保管してください！

『飼養衛生管理責任者』のご報告をお願いします！

まだお済みでない方は、報告期限が過ぎておりますので、お早めにご報告下さい。

南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。

飼養衛生管理基準の改正について

我が国での豚熱の発生及びアジア地域におけるアフリカ豚熱の発生拡大を受け、豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理の適正化を早期に図るため、令和2年3月9日付けで新たな飼養衛生管理基準(豚、いのしし)が公布されました。

令和2年7月1日に施行され(※一部の項目を除く)、
令和3年4月1日に完全施行されます。

<主な改正項目>

I 家畜防疫に関する基本的事項

●家畜の所有者の責務を新設

家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病的の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守し、農場の防疫体制を構築し、衛生管理を行うこと。

●飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設 (令和3年4月1日施行)

※1 マニュアルの案は追って国から示される予定です。



●衛生管理区域の考え方を明確化

衛生管理区域: 病原体の侵入・まん延防止を重点的に行う区域

●放牧制限の準備措置を新設 (令和3年4月1日施行)

●衛生管理区域内での猫等の愛玩動物の飼育禁止

III 衛生管理区域の衛生状態の確保

●家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備を新設

③畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用

④畜舎外での病原体による汚染防止措置

畜舎間で家畜を移動させる場合には、専用の通路、ケージ、リフトなどを使用する。



●畜舎等への野鳥等の侵入防止措置

(令和2年11月1日施行)

防鳥ネットを、畜舎・飼料保管庫・堆肥舎・死体保管庫に設置



II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

●家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備を新設

①大臣指定地域※に立ち入った者、過去一週間以内に
入国(帰国)した者の飼養衛生管理区域への立ち入り制限

②安全な資材の利用

大臣指定地域において収穫された農産物などを自ら飼料、
敷料に利用する場合は、各家畜保健衛生所に助言を求め、
指導に従うこと。

※大臣指定地域: 病原体に感染した野生動物から家畜への
感染のリスクが高い地域。

CSFワクチン接種推奨地域(千葉県を含む24都道府県)

●更衣・車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加

・降車時のフロアマットの使用等

(靴底からの汚染防止)

・更衣場所をすのこ等で区別する



●処理済み飼料の利用

(令和3年4月1日施行)

肉を扱う事業などから出される食品残さの飼料利用
時の処理・管理の方法を改正。攪拌しながら90℃以上60分
加熱し、加熱前と後の飼料の交差防止



●衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置を新設

(令和2年11月1日施行)

防護柵の設置、柵の定期的な点検および
破損個所の修繕、野生動物が
隠れられる環境をなくすため、柵周囲の除草



IV 衛生管理区域からの病原体の散逸防止

●衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設